

受理通知書等の郵送交付について

受理通知書等の郵送交付については、下記のとおり取り扱います。

○対象となる届出・証明願等

- ・農地法第3条の3の届出
- ・農地法第4条第1項第7号による転用届出
- ・農地法第5条第1項第6号による転用届出
- ・現況証明願
- ・確認願
- ・買受適格証明願（市街化区域内の農地転用に限る）
- ・農地法第18条第6項の通知書

※上記以外の手続きについては、郵送交付の受付はできません。

○郵送交付の手続きについて

<必要書類>

レターパックプラス 1通

※農地法第18条第6項の通知書については、レターパックプラスを2通ご用意ください。

※届け先人欄に届出者の住所・氏名・電話番号をご記入のうえ、届出書等の受付時に持参してください。ただし、届け先は、原則として、当該届出等に係る届出者又は申請者になります。

<受付窓口>

届出書等の受付窓口に準ずる

※裏面の注意事項もご確認ください。

<注意事項>

- ・郵送交付につきましては、対面でお届けし、受領印又は署名をいただくレターパックプラスのみの対応となります。簡易書留やレターパックライト等での対応はできません。
- ・受理通知書等の届け先は、原則として、当該届出等に係る届出者又は申請者になります。ただし、受領の委任を受けている場合に限り、受任者へ送付が可能となります。（委任状の添付が必要です。）
- ・受理通知書等は、受付日の翌週の同じ曜日（祝祭日は除く）に投函します。（大型連休および年末年始については別に送付日を指定します。）ただし、現況証明願及び確認願については、現地調査を実施するため、送付日については窓口にてご確認ください。
- ・郵送による届出書等の受付は行っておりません。（農地法第3条の3の届出のみ郵送で受け付けています。）農地の所在がある地域を担当する農業委員会事務局窓口を持参してください。
- ・届出書等に不備がある場合、再度窓口にお越し頂くことがあります。

【届出の窓口】

農地の所在地	農業委員会事務局	所 在 地	電 話 番 号
千種区、昭和区、瑞穂区、南区、名東区、緑区、天白区	東部・緑農政係	緑区青山二丁目 15 番地 （緑区役所内）	625-3932
東区、北区、西区、中村区、中区、守山区	西部・守山農政係	守山区小幡一丁目 3 番 1 号 （守山区役所内）	796-4551
熱田区、中川区	中川農政係	中川区高畑一丁目 223 番地 （中川区役所内）	363-4360
港区	港農政係	港区春田野三丁目 1801 番地 （港区役所南陽支所内）	301-8209

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください

<名古屋市農業委員会事務局>

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号：052-972-2469